

介護保険制度について（第6回）

平成27年度より介護保険制度が改正されました。今回は「特別養護老人ホームの入所対象者の見直し」について説明いたします。

○平成27年4月より特別養護老人ホームに入所できるのは、原則として要介護3以上の方となりました。

特別養護老人ホームは、これまでも、重度の要介護状態で、ご自宅での生活が困難な方に優先的に入所していただくこととしていましたが、平成27年4月より、原則として要介護3以上の方のみが入所できることとなりました。

なお、要介護1、2の方であっても、やむを得ない事情等により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、この限りではありません。

お問合せ 福祉保健課介護保険係 ☎64-4836（直通）

児童手当について

○現況届 この届は、毎年6月1日における状況を記載し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。
後日、受給者宛書類を郵送します。6月末日までに、子育て支援課へ提出してください。
この届の提出がないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

支給対象児童		所得制限未満の者	所得制限以上の者
0歳～3歳未満		月額 15,000円	月額 5,000円
3歳～ 小学校修了前	第1・2子	月額 10,000円	
	第3子以降	月額 15,000円	
中学生		月額 10,000円	

※児童（第○子）とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

○支給月 平成27年6月（平成27年2月～5月分）
平成27年10月（平成27年6月～9月分）
平成28年2月（平成27年10月～平成28年1月分）

○お問合せ 分庁舎 子育て支援課 ☎64-4830（直通）

「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して次の給付措置が講じられます。

1. **支給対象者** 基準日における、平成27年6月分の児童手当の支給を受ける方（特例給付を除く）及び要件を満たす方。
2. **対象児童** 平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）の対象となる児童。
3. **基準日** 平成27年5月31日
4. **支給額** 対象児童1人につき 3,000円（臨時福祉給付金対象世帯にも支給）

【お問合せ】 分庁舎 子育て支援課 ☎64-4830（直通）

申請手続き等の詳細については、現在準備中です。
決定次第、町広報誌・ホームページ等でお知らせいたします。

第二次南部町総合計画スタートシリーズ②

前月は町の現状と課題について述べました。今月からは、施策の大綱となる基本構想について説明していきます。

第一節（生活環境）

自然と調和した町づくり

南部町の特徴は、大部分を占める森林、その森林を水源とする清流にあります。私たちを取り巻く、この緑豊かな自然の魅力を生かした地域づくりを進めるためには、自然の営みに細心の注意を払うことが重要です。

自然環境に負荷をかけずに快適な日常生活を送ることができる町づくりに取り組みます

①総合的な定住環境の整備

若者の定住を促進するために、恵まれた自然環境を生かしながら、子育て支援などニーズに合った町営住宅や宅地を整備し、定住意向者への助成も推し進めます。

顕在化しつつある空き家問題については、移住施策とあわせて解決策を講じます。

②自然環境と調和した社会基盤整備

安全でおいしい水の安定供給をめざし、水道の改良と耐震化を推進します。また、河川などの水質保全のため、合併処理浄化槽の設置を推進します。

環境保全・美化推進のため、資源リ

サイクル活動やごみ分別収集の徹底、ごみ減量化に取り組みます。

自然保護に関しては、自然に配慮した工法採用や動植物の保護、育成環境づくりを推進します。

③山梨県の玄関にふさわしい

町並みの整備

山梨県の玄関として、自然や歴史、文化的景観を生かした町並みづくりに取り組みます。同時に、町民憩いの場としての公園・緑地や観光ニーズに対応した公園の充実を図ります。

また、有効な土地利用について検討を進め、計画を策定します。

第二節（産業）

資源活用と交流による

魅力づくり

豊かな自然、歴史と文化を活用した観光振興と交流促進、農林水産業との連携による高付加価値サービスの提供に取り組み、自然観保全と観光の両立を目指します。

農業は、農地の有効利用と特産品開発による活性化を進めます。

林業は、森林の公益機能維持と資源活用重点を置きながら、魅力ある産業としての振興策に取り組みます。

中部横断自動車道の整備により他地域とのアクセスが向上することから、新規企業誘致を推し進めます。また、

新エネルギーの導入やＩＴを活用した商業の活性化にも取り組みます。

①自然と歴史資源を生かした観光振興

豊かな自然や地域独自の歴史といった資源を生かした観光、交流による町の活性化を図ります。また、新たな観光資源の掘り起こしや観光ルートの設定、農林水産業との連携による魅力づくりに努めます。

交流促進のための観光情報受発信拠点の機能を強化するとともに、地域特産品の販売拠点として道の駅の整備充実を図ります。

②魅力ある農業の推進

農作業負担軽減のための農業生産基盤整備と中山間地の生活環境整備を推進します。また、農地中間管理機構を活用した農地流動化、農作業の受委託制度の体制整備を進め、都市住民との交流・観光型農業とあわせた農地の有効利用に取り組みます。

魅力ある農業の実現を目指して特産品開発やブランド化、販売体制整備を図ります。

③豊かな森林資源の活用

林業従事者の就労条件改善と効率化のための林業生産基盤を整備し、富士川材のＰＲと地域ブランド活用などによる販路拡大に努めて林業振興を図ります。

また、筍や竹炭など特用林産物の生産販売を促進して放置竹林や人工林侵入竹林対策を行います。

森林の公益機能維持のための森林施策を支援し、景観と森林空間を生かした地域活性化に取り組みます。

④広域道路網の整備による産業振興

新たな就労場の確保と定住促進をめざし、中部横断自動車道の開通と国道などの交通網整備を視野に入れた企業誘致を進めます。町内企業については、経営強化のための相談事業を充実し、各種支援制度の利用を推進します。

また、地球環境への負担が少ない新エネルギーの導入に取り組み、持続可能な社会の構築をめざします。

⑤商店の活性化

商店のにぎわいは、町の活性化に大きな役割を果たすことから、効果的な商業支援策に取り組みます。消費者ニーズへの対応、新たな商業展開、ＩＴの活用、後継者の育成などといった課題に対し、商工会と連携した経営相談・診断・指導に努めます。

次回は、「健康・福祉」と「安心・安全」について紹介します。

第二次南部町総合計画は、アルカディア・富沢図書館で閲覧できます。

こんにちは! 南部町地域包括支援センターです!!

教室ボランティア募集のお知らせ

地域包括支援センターでは、外出機会や人とのふれあいが少ない方を対象に教室を開催しています。利用される方の見守り、声かけなど教室運営に協力していただける方を募集します。

教室回数 月に1～3回

時 間 ゆずりは教室

第2・第4木曜日（一部変更有） 午後 1:30～ 4:00

外出機会の少ない要介護者向け教室

第2または第4水曜日午後（予定）

内 容 利用される方の見守り、声かけ、簡単な作業の手伝いなど

募集期間 5月末日まで

南部町 訪問リハビリ相談

退院後の在宅生活に不安のある方、また、在宅生活で徐々に身体機能が低下してきている方などに対して、リハビリテーションに関する知識・技術の活用や適切な福祉用具の選定や住環境の整備が必要とされています。

町では、在宅生活において介護や支援の必要な方のリハビリテーションに関する心配事に対し、福祉保健課の理学療法士が相談に応じ、主治医や介護支援専門員をはじめとする担当者などと連携して、町内のご自宅を訪問いたします。

対 象 実際の生活場面でリハビリに関する相談を受けたい町民の方

※年齢、介護認定の有無は問いません。ご依頼者の制限もありません。

訪問相談を受けるためには事前に予約が必要です。なお、相談は無料です。

内 容

1. 家庭や施設でできるリハビリ方法に関する相談
2. 自立や介護軽減のための日常生活動作、介助方法に関する相談
3. 福祉用具・住宅改修に関する相談
4. その他、ご本人・ご家族・介護サービス提供者への助言・相談

※かかりつけの医療機関や施設などのリハビリテーション担当者がある場合は、まずはそちらでご相談ください。

※訪問リハビリ相談は訪問リハビリや機能訓練などの定期的なリハビリテーションサービスを提供する訪問ではありません。

＜お 問 合 せ＞

南部町地域包括支援センター（役場分庁舎福祉保健課内）

☎ 64-4836（直通）

ボランティア募集担当：保健師 佐野 千代子・市川 裕理

訪問リハビリ相談担当：理学療法士 金森 永次